

○大分県立自然公園条例施行規則

昭和三十三年三月二十二日

大分県規則第二十四号

大分県立自然公園条例施行規則をここに公布する。

大分県立自然公園条例施行規則

(公園事業となる施設の種類)

第一条 大分県立自然公園条例(昭和三十三年大分県条例第七十四号。以下「条例」という。)

第二条第三号に規定する知事が定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 道路及び橋
 - 二 広場及び園地
 - 三 宿舍及び避難小屋
 - 四 休憩所、展望施設及び案内所
 - 五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設
 - 六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設及び昇降機
 - 七 運輸施設(主として県立自然公園区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、鉄道又は索道による運送施設、主として県立自然公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。以下同じ。)
 - 八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設
 - 九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場
 - 十 植生復元施設及び動物繁殖施設
 - 十一 砂防施設及び防火施設
 - 十二 自然再生施設(損なわれた自然環境について、当該自然環境への負荷を低減するため、の施設及び良好な自然環境を創出するための施設が一体的に整備されるものをいう。)(昭四九規則五・平一五規則六二・令五規則四五・一部改正)
- (公園計画の変更の提案に係る書類)
- 第一条の二 条例第七条の二第一項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書面とする。
- 一 条例第七条の二第一項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を行う協議会(条例第九条の七第一項又は第十九条の六第一項に規定する協議会をいう。)

以下この条において同じ。)を組織した市町村

二 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 提案の理由

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園計画の変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致若しくは景観の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(令五規則四五・追加)

(公園事業の決定等の提案に係る添付書類)

第一条の三 条例第八条の二第一項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を記載した書面

イ 条例第八条の二第一項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を行う協議会を組織した市町村

ロ 提案を行う協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

ハ 提案の理由

二 当該公園事業の概要を記載した書面

2 知事は、前項各号に掲げるもののほか、提案を踏まえた公園事業の決定又は変更に関し必要があると認めるときは、当該提案をした協議会に対し、当該提案に係る場所及びその周辺の風致の状況若しくは特質又は当該提案に係る県立自然公園の利用の状況を記載した書類その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(令五規則四五・追加)

(知事が定める公共団体)

第二条 条例第九条第二項に規定する知事が定める公共団体は、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に定める港務局とする。

(平一五規則六二・一部改正)

(公園事業の執行の協議又は認可)

第二条の二 条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可は、公園施設ごとに協議をし、又は認可を受けるものとする。

(平二二規則五九・追加、平二四規則一五・一部改正)

(公園事業の執行の協議又は認可の申請)

第三条 条例第九条第四項の執行の協議又は認可の申請は、公園事業執行協議書(認可申請

書) (第一号様式) を提出して行うものとする。

2 条例第九条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)

二 第一条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第九条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類を、市町村が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる書類を除くとともに、行為の規模が大きいため、第三号から第五号まで及び第九号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 個人にあつては、住民票の写し

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

五 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺千分の一程度の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一程度の配置図

六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

八 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類

九 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一程度の図面

十 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

十一 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用する

ることができることを証する書類

十二 公園事業の執行に関し、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

4 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

（平二二規則五九・全改、平二四規則一五・令五規則四五・一部改正）

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）

第三条の二 条例第九条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 条例第九条第四項第一号に掲げる事項の変更

二 条例第九条第四項第五号に掲げる事項の変更（第一条第三号に掲げる宿舍に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）

三 前条第二項第一号に掲げる事項の変更（公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

四 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項の変更

（平二二規則五九・追加、平二四規則一五・令五規則四五・一部改正）

（公園事業の内容の変更の協議又は認可の申請）

第四条 条例第九条第七項の規定による変更の協議又は認可の申請は、次に掲げる事項を記載した公園事業変更協議書（認可申請書）（第二号様式）を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更しようとする年月日

四 変更を必要とする理由

五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第九条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第九条第六項の協議又は認可に関し必要がある

と認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

(平二二規則五九・全改、平二四規則一五・令五規則四五・一部改正)

(変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出)

第四条の二 条例第九条第九項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業変更届出書(第二号様式の二)を提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更の内容
- 三 変更した年月日
- 四 変更を必要とする理由

(平二二規則五九・追加、平二四規則一五・一部改正)

(承継の協議又は承認の申請)

第四条の三 条例第九条の三第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した公園事業承継協議書(承認申請書)(第二号様式の三)を知事に提出するものとする。

- 一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 公園施設の種類
 - 三 公園施設の管理又は経営の方法
 - 四 公園事業を譲渡しようとする年月日
 - 五 公園事業を譲渡しようとする理由
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- 二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

三 第三条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

五 第一条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による県立自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類

六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

3 条例第九条の三第二項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した公園事業承継協議書（承認申請書）（第二号様式の三）を提出するものとする。

一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 公園施設の種類

四 合併又は分割をした年月日

五 合併又は分割をした理由

4 前項の協議書又は申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

二 第三条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

三 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

5 条例第九条の三第三項の規定による承認の申請は、次に掲げる事項を記載した公園事業承継申請書（第二号様式の四）を提出して行うものとする。

一 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄

二 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日

三 公園施設の種類

6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第三条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

二 被相続人との続柄を証する書類

三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

（平二二規則五九・追加、平二四規則一五・令五規則四五・一部改正）

（公園事業の休廃止の届出）

第四条の四 条例第九条の四の規定による届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業休止（廃止）届出書（第二号様式の五）を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類

三 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法

四 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い

2 前項の届出書には、第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

(平二二規則五九・追加)

(認可の失効の届出)

第四条の五 条例第九条の五第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業執行認可失効届出書(第二号様式の六)を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 公園施設の種類

三 失効した年月日

四 失効した理由

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

一 第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類

二 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと又はその効力が失われたことを証する書類

(平二二規則五九・追加、平二四規則一五・一部改正)

(協議会の公表)

第四条の六 条例第九条の七第四項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 協議会(条例第九条の七第一項に規定する協議会をいう。第四条の八及び第四条の十において同じ。)の名称及び構成員の氏名又は名称

二 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第九条の七第四項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(令五規則四五・追加)

(利用拠点整備改善計画の認定の申請)

第四条の七 条例第九条の八第一項の規定による認定の申請(以下この条において「認定の申請」という。)をしようとする者は、利用拠点整備改善計画に係る認定申請書(第二号様式の七)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きい

いため、第一号及び第二号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真

三 条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可を要する条例第九条の八第二項第四号に規定する利用拠点整備改善事業（以下この条及び次条において「利用拠点整備改善事業」という。）に関する次に掲げる書類（運輸施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイに掲げる書類のうち第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類に限る。）

イ 第三条第三項第一号から第四号まで、第六号、第十一号及び第十二号に掲げる書類
ロ 公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類

四 条例第九条第六項の協議又は認可を要する利用拠点整備改善事業に関する第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類並びに公園事業の変更に係る前号イ及びロに掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げる書類を除く。）

五 条例第十三条第四項の許可を要する利用拠点整備改善事業に関する第五条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

六 条例第十五条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業に関する第五条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第九条の八第四項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該認定の申請に係る利用拠点整備改善計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

（令五規則四五・追加）

（利用拠点整備改善計画の記載事項）

第四条の八 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第九条の八第二項第八号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 利用拠点整備改善計画の名称

- 二 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- 三 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制
- 四 条例第十三条第四項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- 五 条例第十五条第一項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- 六 その他参考となるべき事項

(令五規則四五・追加)

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第四条の九 条例第九条の八第六項(条例第九条の九第三項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(令五規則四五・追加)

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第四条の十 条例第九条の九第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- 二 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更
- 三 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- 四 第三条の二各号に掲げる変更
- 五 計画期間の変更
- 六 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第九条の八第四項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

(令五規則四五・追加)

(特別地域の区分)

第四条の十一 県立自然公園に関する公園計画のうち、保護のための規制に関する計画を定めるに当たっては、特別地域を次の各号のいずれかに掲げる地域に区分するものとする。

一 第一種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。)

二 第二種特別地域(第一種特別地域及び第三種特別地域以外の地域であつて、特に農林

漁業活動についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。）

三 第三種特別地域（特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。）

（昭五〇規則四六・追加、平二二規則五九・旧第四条の二繰下、令五規則四五・旧第四条の六繰下）

（特別地域内における行為の許可申請書）

第五条 条例第十三条第四項の許可を受けようとするものは、次に掲げる当該許可申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 特別地域内工作物の新（改、増）築許可申請書（第三号様式）
 - 二 特別地域内木竹の伐採許可申請書（第四号様式）
 - 二の二 特別地域内木竹の損傷許可申請書（第四号様式の二）
 - 三 特別地域内鉱物の掘採（土石の採取）許可申請書（第五号様式）
 - 四 特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為許可申請書（第六号様式）
 - 五 特別地域内広告物の設置等許可申請書（第七号様式）
 - 六 特別地域内物の集積（貯蔵）許可申請書（第七号様式の二）
 - 七 特別地域内水面の埋立（干拓）許可申請書（第八号様式）
 - 八 特別地域内土地の形状変更許可申請書（第九号様式）
 - 九 特別地域内高山植物等の採取（損傷）許可申請書（第十号様式）
 - 十 特別地域内動物の捕獲（殺傷）（卵の採取（損傷））許可申請書（第十号様式の二）
 - 十の二 特別地域内植物の植栽（播種）^は許可申請書（第十号様式の三）
 - 十の三 特別地域内動物の放出許可申請書（第十号様式の四）
 - 十一 特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書（第十一号様式）
 - 十二 特別地域内車馬の使用許可申請書（第十二号様式）
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図面を添えなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。
- 一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図
 - 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写

真

三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図

四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一程度の図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十三条第四項の規定による許可に關し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

4 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつて道路の新築（条例の規定による許可を現に受け、又は受けることが確實である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、第一項の申請書には、第二項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質

二 当該行為により得られる自然的、社会経済的な效用

三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

5 知事は、第一項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

（昭四九規則五・平三規則一・平一五規則六二・平二二規則五九・平二五規則四六・

令五規則四五・一部改正）

（特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為）

第五条の二 条例第十三条第四項第十六号の規則で定める行為は、知事が指定する道路（主として歩行者の通行の用に供するものであつて、舗装がされていないものに限る。）において車馬を使用することとする。

（令五規則四五・追加）

（特別地域内における行為の許可基準）

第五条の三 条例第十三条第五項の基準については、自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条に規定する国立公園及び国定公園に係る行為の許可基準の例によるものとする。

（平一二規則六四・追加、令五規則四五・旧第五条の二繰下）

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第六条 条例第十三条第九項第五号に規定する知事の定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 溝、井せき、とい、水車、風車、農業用又は林業用水槽等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 二 門、生垣、その高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三十平方メートル以下であるきん舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 三 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯籠、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にあつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。）。
- 五 ひび、えりやな類、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。
- 六 条例第十三条第四項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うために必要な工事的の仮工作物（宿舎を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。
- 七 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第一項又は第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第二条第一項に規定する海岸保全施設（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設を改築し、又は増築すること。
- 八 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。

九 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設又は同条第三項及び第四項に規定する港湾区域若しくは臨港地区以外の場所に設置する航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設若しくは廃油処理施設、航空保安施設、自記雨量計その他気象、地象若しくは水象の観測に必要な施設又は鉄道若しくは軌道のプラットホーム（上家を含む。）を改築し、又は増築すること。

十 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三条第一号に掲げる施設若しくは同条第二号イ、ロ若しくはハに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）又は沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第一項に規定する沿岸漁業（総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

十一 信号機、防護柵、土留擁壁その他鉄道、軌道又は自動車道の交通の安全を確保するために必要な施設を改築し、又は増築すること（信号機にあつては、新築を含む。）。

十二 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一百五十一条の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。

十三 道路の舗装及び道路の勾配緩和、線形改良その他道路の改築で、その現状に著しい変更を及ぼさないもの。

十四 宅地又は道路に送水管、ガスパイプ、電線等を埋設すること。

十五 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。

十六 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する測量標又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第五条第一項に規定する水路測量標を設置すること。

十六の二 境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。）を設置すること。

十六の三 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。

十六の四 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないもの）に限り、かつ、増築部分

の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに限る。) すること。

十六の五 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築し、若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

十六の六 既存の電線等に付帯する工作物を新築し、改築し、又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)

十六の七 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築し、又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)

十六の八 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等及びそれらの引込みに要する設備を設置すること。

十六の九 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林又は生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れてゐるものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。

十六の十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下「特定外来生物」という。)の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。

十六の十一 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設(当該施設の色彩及び形態が、県立自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。)を設置すること。

十六の十二 県が、県立自然公園の保護又はその適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物(高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。)を新築し、改築し、又は増築すること。

十七 宅地内の木竹を伐採すること。

十八 自家用のために木竹(条例第十三条第四項第十号の知事が指定する植物(以下「採取等規制植物」という。))であるものを除く。)の択伐(塊状択伐を除く。)をすること。

十八の二 生業の維持のため、必要な範囲内で竹(高さが五十センチメートル以内のものに限る。)を伐採すること。

十八の三 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹(高さが三メートル以内

のものに限る。)を伐採すること。

十九 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培した木材を伐採すること。

二十 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。

二十一 森林の保育のために下刈し、つる切し、又は間伐すること。

二十二の二 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

二十一の三 道路(主として歩行者の通行の用に供するものを除く。)、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

二十二 牧野改良のために茨、かん木等を除去すること。

二十二の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

二十二の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

二十二の四 宅地の木竹を損傷すること(条例第十三条第四項第三号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。)

二十二の五 自家用のために木竹(採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。)を損傷すること。

二十二の六 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の七 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の八 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の九 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

二十二の十 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の十一 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の十二 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の十三 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の十四 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の十五 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の十六 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成十五年法律第百三十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十二の十八 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

二十二の十九 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

二十三 宅地内の土石を採取すること。

二十四 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

二十五 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある地域で、鉱物の掘採のため試錐^{すい}を行うこと。

二十六 宅地又は田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

二十七 特別地域が指定され、又はその区域が拡張された際既にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することによつて、河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

二十七の二 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

二十七の三 森林施業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

二十七の四 漁船から汚水又は廃水を排出すること。

二十七の五 養魚の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。

二十七の六 漁港漁場整備法第二十五条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第三条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

二十七の七 宅地内で行う家畜の飼育に伴う汚水又は廃水を排出すること。

二十七の八 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十一条第二項に規定するし尿処理浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。

- 二十七の九 住宅から汚水又は廃水の排出（し尿の排出を除く。）をすること。
- 二十七の十 河川法第三条第二項に規定する河川管理施設、砂防法第一条に規定する砂防設備、森林法第四十一条第一項若しくは第三項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
- 二十七の十一 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道若しくは同条第四号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
- 二十八 地表から二・五メートル以下の高さで、広告物その他これに類するものを建築物の壁面に掲出し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 二十九 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること。
- 三十 鉄道若しくは軌道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名坂、停留所標識、料金表又は運送約款若しくはこれに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 三十一 森林又は野生動植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。
- 三十二 漁港漁場整備法第三十四条第一項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- 三十二の二 特定外来生物の防除の目的で標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。
- 三十二の三 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること。
- 三十二の四 耕作の事業に伴う物の集積又は貯蔵で明らかに風致の維持に支障のないもの
- 三十二の五 森林の整備又は木材の生産に伴い発生する根株、伐採木又は枝条を森林内に集積し、又は貯蔵すること。
- 三十二の六 木材の加工又は流通の事業に伴い発生する木くずを集積し、又は貯蔵すること。
- 三十二の七 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。
- 三十二の八 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理又は維持のために必要な物を集積し、

又は貯蔵すること。

三十二の九 海岸法第二条第二項に規定する一般公共海岸区域若しくは同法第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

三十二の十 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

三十二の十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理のために必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

三十二の十二 港湾法第五条第五項に規定する港湾施設において荷役の目的に必要な物を集積し、又は貯蔵すること。

三十三 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。

三十三の二 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

三十三の三 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。

三十三の三の二 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。

三十三の三の三 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。

三十三の四 農業を営むために条例第十三条第四項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。

三十三の五 森林の整備及び保全を図るために条例第十三条第四項第十一号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

三十三の六 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第十三条第四項第十一号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

三十三の七 宅地内に木竹を植栽すること。

三十三の八 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

三十三の九 有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

三十三の十 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

三十三の十一 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

三十三の十二 条例第十三条第四項第十三号の知事が指定する区域内において遭難者の救助に係る業務を行うために同号の知事が指定する犬を放つこと。

三十三の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

三十三の十四 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるものを行うこと。

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

三十三の十五 家畜を係留放牧すること（条例第十三条第四項第十三号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

三十四 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること（都市公園法施行令（昭和三十一年政令第百九十号）第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第十八条第三項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。

三十五 工作物等を修繕するために必要な行為

三十五の二 森林施業のために車馬を使用すること。

- 三十五の三 漁業を営むために車馬を使用すること。
- 三十五の四 漁業取締のために車馬を使用すること。
- 三十五の五 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬を使用すること。
- 三十五の六 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬を使用すること。
- 三十五の七 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬を使用すること。
- 三十五の八 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬を使用すること。
- 三十五の九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬を使用すること。
- 三十五の十 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬を使用すること。
- 三十五の十一 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬を使用すること。
- 三十五の十二 公園管理団体が行う条例第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。
- 三十五の十三 自然公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、条例第十三条第四項各号に掲げるものを行うこと。
- 三十五の十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第十三条第四項各号に掲げるものを行うこと。
- 三十五の十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第十三条第四項各号に掲げるものを

行うこと。

三十五の十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条の二第一項から第四項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第十三条第四項各号に掲げるものを行うこと。

三十五の十七 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第十三条第四項各号に掲げるものを行うこと。

三十五の十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十三条第四項各号に掲げるものを行うこと。

三十五の十九 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは広告その他これに類するものを工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、県又は市町村が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風致の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

三十六 前各号に掲げる行為に付帯する行為

（昭四九規則五・全改、昭五八規則六四・平元規則三五・平三規則一・平一二規則六四・平一五規則六二・平一七規則六三・平二二規則五九・平二六規則九・平二七規則一二・令元規則二四・令五規則四五・一部改正）

（普通地域内における行為の届出）

第六条の二 条例第十五条第一項の規定による届出は、次に掲げる届出書を提出して行うものとする。

- 一 普通地域内工作物の新（改、増）築届出書（第十三号様式）
 - 二 特別地域内の水位（水量）に増減を及ぼさせる行為届出書（第十四号様式）
 - 三 普通地域内広告物の設置等届出書（第十五号様式）
 - 四 普通地域内水面の埋立（干拓）届出書（第十六号様式）
 - 五 普通地域内鉱物の掘採（土石の採取）届出書（第十七号様式）
 - 六 普通地域内土地の形状変更届出書（第十八号様式）
- 2 前項の届出書には、第五条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

（昭四九規則五・追加、平三規則一・令五規則四五・一部改正）
（工作物の基準）

第七条 条例第十五条第一項第一号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

- 一 海面以外の区域
 - イ 建築物 高さ十三メートル又は延べ面積千平方メートル
 - ロ 送水管 長さ七十メートル
 - ハ 鉄塔 高さ三十メートル
 - ニ 船舶の係留施設 長さ五十メートル
 - ホ ダム 高さ二十メートル
 - ヘ 鋼索鉄道 延長七十メートル
 - ト 索道 傾斜^{まう}亘長六百メートル又は起点と終点の高低差二百メートル
 - チ 別荘地の用に供する道路 幅員二メートル
 - リ 遊戯施設（建築物を除く。） 高さ十三メートル又は水平投影面積千平方メートル
 - ヌ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和千平方メートル
- 二 海面の区域
 - イ 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ五十メートル
 - ロ イに掲げる工作物以外の工作物 海面上の高さ五メートル又は海面における水平投影面積百平方メートル

（昭四九規則五・平二六規則九・平二七規則五九・一部改正）
（普通地域内における届出を要しない行為）

第七条の二 条例第十五条第七項第五号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものと

する。

- 一 第六条第一号から第十六号の十二まで、第二十四号から第二十七号まで、第二十八号から第三十二号の三まで、第三十四号、第三十五号又は第三十五号の十二から第三十五号の十八までに掲げる行為
- 二 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるため、必要な応急措置として仮工作物を新築すること。
- 三 地表から一メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下のものを設置する場合に限る。）。
- 四 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第二十一条第一項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為
- 五 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十二条の規定による保安規程に基づき、電気工作物を点検し、又は検査するために必要な行為
- 六 農業、林業、漁業若しくは鉱業の用に供する索道又は鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四十七条第二号に規定する特殊索道のうち滑走式のものの新築し、改築し、又は増築すること。
- 七 宅地内の池沼等を埋め立てること。
- 八 土地改良法第二条第二項各号に掲げる土地改良に関する事業（同項第四号に掲げるものを除く。）として池沼等を埋め立てること。
- 九 宅地内の鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 十 露天掘りでない方法により、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- 十一 鉱物を掘採し、又は土石を採取することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さが五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 十二 宅地内の土地の形状を変更すること。
- 十三 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形状を変更すること。
- 十四 文化財保護法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形状を変更すること。
- 十五 土地の開墾その他農業又は林業を営むために土地の形状を変更すること。
- 十六 養浜のために土地の形状を変更すること。

十七 土地の形状を変更することであつて面積が二百平方メートルを超えず、かつ、高さ
が五メートルを超える法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

十八 魚礁の設置その他漁業生産基盤の整備又は開発のための行為

十八の二 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物その他これに類する物を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは広告その他これに類するものを工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、県又は市町村が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の三十日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

イ 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

ロ 風景の維持のために行われる措置の内容

ハ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

ニ 工作物の新築等に着手する十五日前までに、その概要を知事に通知する旨

十九 前各号に掲げる行為に付帯する行為

二十 前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為

（昭四九規則五・追加、平元規則三五・平三規則一・平一五規則六二・平一七規則

六三・平二二規則五九・平二六規則九・令元規則二四・令五規則四五・一部改正）

（既着手行為等の届出書）

第七条の三 条例第十三条第六項から第八項までの規定による届出は、次に掲げる届出書を提出して行うものとする。

一 特別地域内行為着手済届出書（第十九号様式から第二十四号様式の七まで）

二 特別地域内非常災害応急措置届出書（第二十五号様式）

三 特別地域内木竹の植栽届出書（第二十六号様式）

四 特別地域内家畜の放牧届出書（第二十七号様式）

2 前項の届出書には、第五条第二項各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、

条例第十三条第七項の規定による届出にあつては、第五条第二項第一号に掲げる図面を添えれば足りるものとする。

3 前項の場合においては、第五条第二項ただし書の規定を準用する。

(昭四九規則五・追加、平三規則一・平一二規則六四・平二二規則五九・令五規則

四五・一部改正)

(許可の申請書又は届出書の添付図面の省略等)

第七条の四 条例第十三条第四項の許可を受けた行為又は条例第十五条第一項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第五条第二項又は第六条の二第二項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面（以下この条において「添付図面」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りるものとする。

2 前項の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、変更の趣旨及び理由を記載した書面を申請書又は届出書に添えなければならない。

3 第一項に該当するもののほか、条例第十三条第四項に規定する許可の申請又は条例第十五条第一項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであること、その他の理由により添付図面の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面の一部を省略することができ。

(昭四九規則五・追加、平二六規則九・一部改正)

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)

第七条の五 条例第十九条第一項第三号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 野生動物(条例第十九条第一項第三号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。)に餌を与えること。

二 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

(令五規則四五・追加)

(生態系維持回復事業の確認)

第七条の六 市町村が、条例第十九条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 その行う生態系維持回復事業が県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ 生態系の状況の把握及び監視

- ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
- ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

(平二二規則五九・追加、令五規則四五・旧第七条の五繰下)

(生態系維持回復事業の認定)

第七条の七 県及び市町村以外の者が、条例第十九条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

- 一 その者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 精神の機能の障害によりその生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ロ 条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 その行う生態系維持回復事業が県立自然公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当するものとする。

(平二二規則五九・追加、令元規則四五・一部改正、令五規則四五・旧第七条の六

繰下)

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第七条の八 条例第十九条の三第四項の規定による生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業確認(認定)申請書(第二十七号様式の二)を提出して行うものとする。

2 条例第十九条の三第四項第四号の規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第十九条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図
- 二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書(第二十七号様式の三)

三 県及び市町村以外の者が、条例第十九条の三第三項の認定を受ける場合は、前条第一

号イ及びロの規定に該当しないことを説明した書類

(平二二規則五九・追加、令元規則四五・一部改正、令五規則四五・旧第七条の七
繰下・一部改正)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第七条の九 条例第十九条の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条
第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(平二二規則五九・追加、令五規則四五・旧第七条の八繰下)

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第七条の十 条例第十九条の三第七項の規定による変更の確認又は認定の申請は、次の各号
に掲げる事項を記載した生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書(第二十七号様式の
四)を提出して行うものとする。

一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更を必要とする理由

(平二二規則五九・追加、令五規則四五・旧第七条の九繰下)

(軽微な変更の届出)

第七条の十一 条例第十九条の三第九項の規定による変更の届出は、生態系維持回復事業変
更届出書(第二十七号様式の五)を提出して行うものとする。

(平二二規則五九・追加、令五規則四五・旧第七条の十繰下)

(自然体験活動促進協議会の公表)

第七条の十二 第四条の六の規定は、条例第十九条の六第三項において準用する条例第九条
の七第四項の規定による公表について準用する。この場合において、第四条の六第一項第
一号中「条例第九条の七第一項に規定する協議会をいう。第四条の八及び第四条の十にお
いて同じ」とあるのは「条例第十九条の六第一項に規定する協議会をいう。第七条の十四
及び第七条の十六において同じ」と、第四条の六第一項第二号中「利用拠点区域」とある
のは「自然公園の区域」と読み替えるものとする。

(令五規則四五・追加)

(自然体験活動促進計画の認定の申請)

第七条の十三 条例第十九条の七第一項の規定による認定の申請(以下この条において「認
定の申請」という。)をしようとする者は、自然体験活動促進計画に係る認定申請書(第
二十七号様式の六)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、区域の規模が大きいため、第一号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあっては、当該区域の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

一 計画区域の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図

二 条例第十三条第四項の許可を要する自然体験活動促進事業に関する第五条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

三 条例第十五条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業に関する第五条第二項第一号及び第二号に掲げる図面

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十九条の七第三項の認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該認定の申請に係る自然体験活動促進計画が同項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(令五規則四五・追加)

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第七条の十四 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第十九条の七第二項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 自然体験活動促進計画の名称

二 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称

三 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制

四 条例第十三条第四項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

五 条例第十五条第一項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法

六 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項

七 その他参考となるべき事項

(令五規則四五・追加)

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第七条の十五 条例第十九条の七第五項（条例第十九条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うもの

とする。

(令五規則四五・追加)

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第七条の十六 条例第十九条の八第一項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- 二 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- 三 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- 四 計画期間の変更
- 五 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第十九条の七第三項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

(令五規則四五・追加)

(風景地保護協定の基準)

第八条 条例第二十条第三項第三号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 風景地保護協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 風景地保護協定区域は、現に耕作の目的又は耕作若しくは養蓄の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下「耕作の目的等」という。)に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んではならない。
- 三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項は、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病害虫の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものでなければならない。
- 四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項は、植生の保全又は復元のための施設、巣箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものでなければならない。
- 五 風景地保護協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。

六 風景地保護協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課す

るものであつてはならない。

七 風景地保護協定は、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものでなければならぬ。

八 風景地保護協定は、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障が生じないものでなければならぬ。

(平一五規則六二・追加)

(風景地保護協定の公告)

第九条 条例第二十一条第一項(条例第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 風景地保護協定の名称

二 風景地保護協定区域

三 風景地保護協定の有効期間

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設

六 風景地保護協定の縦覧場所

(平一五規則六二・追加、令五規則四五・一部改正)

(風景地保護協定の締結の公告)

第十条 前条の規定は、条例第二十三条(条例第二十四条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(平一五規則六二・追加、令五規則四五・一部改正)

(公園管理団体となることができる法人)

第十一条 条例第二十六条第一項に規定する規則で定める法人は、会社又は森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)に規定する森林組合とする。

(令五規則四五・追加)

(公園管理団体の指定基準)

第十二条 条例第二十六条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

一 自然の風景地の保護とその適正な利用の推進を目的とするものであること。

二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第二十七条第一項各号及び

同条第二項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の

業務として行うものに限る。以下同じ。）を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

三 十分な活動実績を有していることその他条例第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

四 条例第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

五 会社又は森林組合にあつては、県立自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

(平一五規則六二・追加、令五規則四五・旧第十一条繰下・一部改正)

(証明書の様式)

第十三条 条例第九条の十二第三項、第十七条第三項、第十九条第三項、第十九条の十第二項及び第三十二条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、第二十八号様式とする。

(平三規則一・一部改正、平一五規則六二・旧第八条繰下・一部改正、令五規則四

五・旧第十二条繰下・一部改正)

(補償請求書)

第十四条 条例第三十三条第三項の規定により補償を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

一 請求者の住所及び氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

二 補償請求の理由

三 補償請求額の総額及びその内訳

(平三規則一・一部改正、平一五規則六二・旧第九条繰下・一部改正、令五規則四五・旧第十三条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三三年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三五年規則第一八号)

この規則は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和四九年規則第五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年規則第四六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年規則第六四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年規則第四九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年規則第六四号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第六二号）

この規則は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第六三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年規則第五九号）

この規則は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第一五号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年規則第四六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第九号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第一二号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条第二十二号の十四、第二十二号の十五及び第三十三号の十から第三十三号の十三までの改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

附 則（平成二七年規則第五九号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の大分県立自然公園条例施行規則第七条第一号又の規定は、平成二十七年十月一日以後に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設について適用し、同日前に新築、改築又は増築に着手される太陽光発電施設については、なお従前の例による。

附 則（令和元年規則第二四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第七条の二第三号の改正規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

（施行の日）令和二年一月一日）

附 則（令和元年規則第四五号）

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

附 則（令和五年規則第四五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県立自然公園条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面は、この規則の施行後は、この規則による改正後の大分県立自然公園条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定により提出されている申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面とみなす。

3 旧規則第二十八号様式から第三十号様式までの規定による証明書は、その有効期間内においては、新規則第二十八号様式の規定による証明書とみなす。

4 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

第1号様式(第3条関係)

公園事業執行協議書(認可申請書)

県立自然公園内において 事業を執行したいので、
大分県立自然公園条例第9条第4項の規定に基づき、次のとおり協議(申請)します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

公園施設の 種類		
公園施設の 位置		
公園施設の 規模・構造		
公園施設の 管理又は 経営の方法	経営方法	直営 委託(受託者)
	料金徴収	有(標準的な額) 無
	供用期間	通年 季節(供用期間)
公園施設の 供用開始の 予定年月日	年 月 日	
工事施行の 予定期間	年 月 日 着工	
	年 月 日 完了	
備考		

- 注 1 「公園施設の種類」欄には、○○線道路(車道)、○○宿舎等の県立自然公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 2 「公園施設の位置」欄には、県、郡、市町村、大字、字、小字、地番(地先)を記載すること。ただし、道路にあつては起終点の位置を記載すること。
- 3 「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。
- ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
- イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。

- 4 「公園施設の管理又は経営方法」の各欄には以下の事項を記載すること。
 - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間
- 5 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該事業の執行(工事の施行を含む。)が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合はその通称
- 6 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。

添付書類(ただし、協議にあつては1、2、6から10まで及び13を除く。)

- 1 個人にあつては、住民票の写し
- 2 法人にあつては、登記事項証明書
- 3 公園施設の位置を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図
- 4 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 5 公園施設の規模及び構造を明らかにした縮尺1/1,000程度の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1/1,000程度の配置図
- 6 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
- 7 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設等を適切に管理又は経営することができることを証する書類
- 8 法人にあつては、直前三年間の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書(設立後三年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの)
- 9 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 10 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類
- 11 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1/1,000程度の図面
- 12 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
- 13 県立自然公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- 14 県立自然公園事業の執行に関し、土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

第2号様式(第4条関係)

公園事業変更協議書(認可申請書)

県立自然公園 事業の執行の協議をした(認可を受けた)内容を変更したいので、大分県立自然公園条例第9条第7項の規定に基づき、次のとおり協議(申請)します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号	年 月 日		第	号	
変更の内容	事項	変	更	後	
	公園施設の種類	前	変	更	
	公園施設の位置				
	公園施設の規模・構造				
	公園施設の管理又は経営の方法	経営方法			
		料金徴収			
供用期間					
変更しようとする年月日	年 月 日				
工事施行の予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了				
変更を必要とする理由					
備考					

- 注 1 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の協議回答書(平成12年3月31日以前に執行の承認を受けたものにあつては承認指令書)(認可指令書)記載のものを記入すること。
- 2 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舍等の県立自然公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 3 「変更の内容」欄には、協議をした(認可を受けた)事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載すること。
- 4 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。
- ア 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額
 - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間
- 5 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
- ア 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - イ 当該公園施設の変更等(変更に伴う工事の施行を含む。)が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - ウ 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合はその通称
- 6 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。

添付書類

- 1 公園施設の位置を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 変更に係る第1号様式の添付書類5から14までに掲げる書類(ただし、協議にあつては、6から10まで及び13を除く。)

第2号様式の2(第4条の2関係)

公園事業変更届出書

県立自然公園 事業の内容に関し、軽微な変更をしたので、大分県立自然公園条例第9条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

執行の協議をした (認可を受けた) 年月日及び番号	年 月 日			第 号		
公園施設の種類						
変更の内容	事項	変更前		変更後		
	氏名(名称、代表者の氏名)住所					
	公園施設の管理又は経営の方法	受託者				
		標準的な額				
		供用期間				
	供用予定年月日	年 月 日		年 月 日		
工事施行の予定期間	年 月 日着工 年 月 日完了		年 月 日着工 年 月 日完了			
変更する年月日	年 月 日					
変更を必要とする理由						
備考						

- 注 1 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には当該事業の執行の協議回答書(平成12年3月31日以前に執行の承認を受けた場合にあつては承認指令書)(認可指令書)記載のものを記入すること。
- 2 「公園施設の種類」欄には、○○線道路(車道)、○○宿舎等の県立自然公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 3 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。
- (1) 委託する場合の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
 - (2) 料金を徴収する場合の標準的な額
 - (3) 季節供用する場合の供用期間

第2号様式の3(第4条の3関係)

公園事業承継協議書(承認申請書)

が執行する 県立自然公園 事業を承継したいので、大分県立自然公園条例第9条の3第1項・第2項の規定に基づき、次のとおり協議(申請)します。

年 月 日

申請人の主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

大分県知事 殿

記

執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
合併(分割)法人の名称、住所及び代表者の氏名	
合併(分割)した年月日	年 月 日
合併(分割)した理由	
備考	

- 注 1 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には当該事業の執行の協議回答書(平成12年3月31日以前に執行の承認を受けた場合にあつては承認指令書)(認可指令書)記載のものを記入すること。
- 2 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舍等の県立自然公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出

を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。

添付書類

- 1 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- 2 公園施設の位置を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図
- 3 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 4 県立自然公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- 5 合併契約書及び合併により消滅した県立自然公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

第2号様式の4(第4条の3関係)

公園事業承継申請書

が執行していた 県立自然公園 事業を承継したいので、大分県立自然公園条例第9条の3第3項の規定に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

大分県知事 殿

記

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日	第 号
公園施設の種類		
被相続人の氏名及び住所		
被相続人が死亡した年月日	年 月 日	
備考		

- 注 1 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には当該事業の認可指令書記載のものを記入すること。
- 2 「公園施設の種類」欄には、○○線道路(車道)、○○宿舍等の県立自然公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。

添付書類

- 1 相続人の住民票の写し
- 2 公園施設の位置を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図
- 3 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 4 県立自然公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- 5 被相続人との続柄を証する書類
- 6 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により県立自然公園事業を承認すべき相続人として選定されたことを証する書類

第2号様式の5(第4条の4関係)

公園事業休止(廃止)届出書

県立自然公園 事業を休止(廃止)したいので、大分
県立自然公園条例第9条の4の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

執行の協議をした (認可を受けた)年 月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
休止しようとする 公園施設の範囲	
休止の予定期間 (廃止の予定年月日)	自 年 月 日 至 年 月 日 (年 月 日)
休止中(廃止後)の 公園施設の 管理方法(取扱)	
休止(廃止)を必要 とする理由	
備 考	

注 1 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には当該事業の執行の協議
回答書(平成12年3月31日以前に執行の承認を受けたものにあつては承認指令書)(認
可指令書)記載のものを記入すること。

2 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舍等の県立自然公園事業の
名称及び種類を記載すること。

3 「休止しようとする公園施設の範囲」欄には全部又は一部の別及び一部の場合はその範囲を記載すること。廃止の場合は空欄とすること。

4 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。

ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続状況

イ 休止期間中の公園施設の管理又は廃止後公園施設の取扱に関する責任者の氏名及び連絡先

添付書類

- 1 公園施設の位置を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真

第2号様式の6(第4条の5関係)

公園事業執行認可失効届出書

県立自然公園 事業執行の認可を失効したため、大分県立自然公園条例第9条の5第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日	第 号
公園施設の種類		
失効した年月日	年 月 日	
失効した理由		
備考		

- 注 1 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には当該事業の執行の認可指令書記載のものを記入すること。
- 2 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舍等の県立自然公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 3 「備考」欄には、失効後の公園施設の取扱に関する責任者の氏名及び連絡先を記載すること。

添付書類

- 公園施設の位置を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図
- 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと又はその効力が失われたことを証する書類

第2号様式の7（第4条の7関係）

利用拠点整備改善計画に係る認定申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者
住所
氏名

大分県立自然公園条例第9条の8第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

(添付書類)

- 1 計画区域の位置を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 利用拠点整備改善事業に関する次に掲げる書類
(運輸施設に関する県立自然公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはイからトまでに掲げる書類、公共団体が執行する公園施設に関する県立自然公園事業に係る利用拠点整備改善事業にあつてはハ及びニに掲げる書類)
イ 個人にあつては、住民票の写し
ロ 法人にあつては、登記事項証明書
ハ 公園施設の位置を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図
ニ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
ホ 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
ヘ 県立自然公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
ト 県立自然公園事業の執行に関し、土地収用法の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
チ 公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類
リ その他知事が必要と認める書類

第3号様式(第5条関係)

特別地域内工作物の新(改、増)築許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の特別
地域内における工作物の新(改、増)築の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番(地先)
行為地及びその 付 近 の 状 況		
工作物の種類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外部の仕上げ 及 び 色 彩	
	関連行為の概要	
	施 行 後 の 周 辺 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1/1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図
(立面図に彩色したものでも可)
- 4 縮尺1/1,000程度の修景図
等の図面

第4号様式(第5条関係)

特別地域内木竹の伐採許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の特
別地域内における木竹の伐採の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
林 況	林 種	
	樹 種	
	林 齢	
	森 林 全 面 積	
	総 蓄 積	
施 行 方 法	伐 採 種 別	
	伐 採 樹 種	
	伐 採 面 積	
	平 均 樹 齢	
	平 均 胸 高 直 径	
	伐 採 材 積	
	伐 採 材 積 歩 合	
	伐 採 設 備	
	伐 採 跡 地 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真その他施行方法の表示に必要な図面

第4号様式の2(第5条関係)

特別地域内木竹の損傷許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公
園の特別地域内における木竹の損傷の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

目 的			
場 所	市郡	町村	大字 字 地番(地先)
行為地及びその 付近の状況			
損 傷 物 の 種 類			
施 行 方 法	損 傷 物 の 数 量		
	損 傷 の 方 法		
予 定 日	着 手		
	完 了		
備 考			

(添付図面)

縮尺1/25,000程度の地形図その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第5号様式(第5条関係)

特別地域内鉱物の掘採(土石の採取)許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の特別地域内における 掘採(土石の採取)の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目的		
場所	市郡 町村 大字 字	地番(地先)
行為地及びその付近の状況		
鉱物(土石)の種類		
施行方法	掘採(採取)方法種別	
	掘採(採取)量	
	掘採(採取)設備	
	土地の形状を変更する面積	
	掘採(採取)後の土地の形状	
	関連行為の概要	
	掘採(採取)跡地の取扱い	
予定日	着手	
	完了	
備考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1/1,000程度の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)
- 4 縮尺1/1,000程度の修景図等の図面

第6号様式(第5条関係)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の特別地域内における水位(水量)に増減を及ぼさせる行為の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその 付近の状況	地 況	
	現 在 の 水 位 (水 量)	
	水の利用状況	
水位(水量)の 増減の原因とな る行為		
施 行 方 法	水位(水量)の 増減の及ぶ範囲	
	水位(水量)の 増減を及ぼす時 期及び量	
	設 備	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
 - 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第7号様式(第5条関係)

特別地域内広告物の設置等許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の特
別地域内における広告物の設置等の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその 付近の状況		
広告物等の種類		
施 行 方 法	独立して設置する 場合の敷地面積	
	広告物を掲出又は 表示する工作物の 種類及びその箇所	
	規 模 及 び 構 造	
	主 要 材 料	
	色 彩	
	表 示 の 内 容	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

- 縮尺1/25,000程度の地形図
- 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 縮尺1/1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図(立面図に彩色したもので可)
等の図面

第7号様式の2(第5条関係)

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の特別
地域内における物の集積(貯蔵)の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名
称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその付近の状況		
集積(貯蔵)物の種類		
施 行 方 法	集積(貯蔵)方法	
	土地使用面積	
	関連行為の概要	
	主 要 材 料	
	集積(貯蔵)設備	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1/1,000程度の平面図、立面図等の図面

第8号様式(第5条関係)

特別地域内水面の埋立(干拓)許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の特
別地域内における水面の埋立(干拓)の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	埋立(干拓)面積	
	工 事 の 方 法	
	関連行為の概要	
	埋立(干拓)後 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1/1,000程度の平面図及び断面図
- 4 縮尺1/1,000程度の修景図
等の図面

第9号様式(第5条関係)

特別地域内土地の形状変更許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の特
別地域内における土地の形状変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその 付近の状況		
土地の形状 変更の原因 となる行為		
施 行 方 法	変更する面積	
	工事の方法	
	変更後の土地の 形 状	
	関連行為の概要	
	変更後の取扱い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1/1,000程度の平面図及び断面図
- 4 縮尺1/1,000程度の修景図
等の図面

第10号様式(第5条関係)

特別地域内高山植物等の採取(損傷)許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の特
別地域内における高山植物等の採取(損傷)の許可を受けたいので、下記のとおり申請し
ます。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
採取(損傷)物 の 種 類		
施 行 方 法	採取(損傷)物 の 数 量	
	採 取 (損 傷) の 方 法	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

縮尺1/25,000程度の地形図その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第10号様式の2(第5条関係)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(卵の採取(損傷))許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の特
別地域内における動物の捕獲(殺傷)(卵の採取(損傷))の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその付近の状況		
動物(卵)の種類		
施行方法	捕獲(殺傷) (採取(損傷)) 物の数量	
	捕獲(殺傷) (採取(損傷)) の方法	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

- 縮尺1/25,000程度の地形図等の図面

第10号様式の3(第5条関係)

特別地域内植物の植栽(播種)許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の
特別地域内における植物の植栽(播種)の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
植栽(播種)する 植物の種類		
施行方法	植栽(播種)面積	
	植栽(播種)数量	
	植栽(播種)方法	
	管理方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(添付図面)

- 縮尺1/25,000程度の地形図
- 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真等の図面

第10号様式の4(第5条関係)

特別地域内動物の放出許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の
特別地域内における動物の放出の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
動物(家畜)の種類		
施行 方法	動物(家畜)の 数量(頭数)	
	管 理 方 法	
予定日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(添付図面)

縮尺1/25,000程度の地形図等の図面

第11号様式(第5条関係)

特別地域内工作物等の色彩変更許可申請書

大分県立自然公園条例第13条第4項の規定により、県立自然公園の特
別地域内におけるの色彩変更の許可を受けたいので、下記のとおり申請し
ます。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	色彩を変更する 工 作 物	
	色彩を変更する 箇 所	
	現 在 の 色 彩	
	変 更 後 の 色 彩	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1/1,000程度の立面図及び意匠配色図(立面図に彩色したものでも可)
等の図面

第13号様式(第6条の2関係)

普通地域内工作物の新(改、増)築届出書

大分県立自然公園条例第15条第1項の規定により、県立自然公園の普通地域内において工作物の新(改、増)築行為をしたいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
工作物の種類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外部の仕上げ 及 び 色 彩	
	関連行為の概要	
	施 行 後 の 周 辺 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

- 縮尺1/25,000程度の地形図
- 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 縮尺1/1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図(立面図に彩色したもので可)
- 縮尺1/1,000程度の修景図等の図面

第14号様式(第6条の2関係)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為届出書

大分県立自然公園条例第15条第1項の規定により、県立自然公園の特別地域内において水位(水量)に増減を及ぼさせる行為をしたいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目的		
場所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその 付近の状況	地 況	
	現在の水位 (水量)	
	水の利用状況	
水位(水量)の 増減の原因 となる行為		
施行方法	水位(水量)の 増減の及ぶ範囲	
	水位(水量)の 増減を及ぼす 時期及び量	
	設 備	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

- 縮尺1/25,000程度の地形図
 - 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第15号様式(第6条の2関係)

普通地域内広告物の設置等届出書

大分県立自然公園条例第15条第1項の規定により、県立自然公園の普通地域内において広告物の設置等をしたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
広告物等の種類		
施 行 方 法	独立して設置する 場合の敷地面積	
	広告物を掲出又は 表示する工作物の種類及び その箇所	
	規模及び構造	
	主 要 材 料	
	色 色 彩	
	表 示 の 内 容	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1/1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図(立面図に彩色したもので可)
等の図面

第16号様式(第6条の2関係)

普通地域内水面の埋立(干拓)届出書

大分県立自然公園条例第15条第1項の規定により、県立自然公園の普通地域
内において水面の埋立て(干拓)をしたいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	埋立(干拓)面積	
	工 事 の 方 法	
	関連行為の概要	
	埋 立 て (干 拓) 後 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1/1,000程度の平面図及び断面図
- 4 縮尺1/1,000程度の修景図
等の図面

第17号様式(第6条の2関係)

普通地域内鉱物の掘採(土石の採取)届出書

大分県立自然公園条例第15条第1項の規定により、県立自然公園の普通地域内において 掘採(土石の採取)をしたいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番(地先)
行為地及びその付近の状況		
鉱物(土石)の種類		
施 行 方 法	掘採(採取)方法 種 別	
	掘採(採取)量	
	掘採(採取)設備	
	土地の形状を変更する面積	
	掘採(採取)後の土地の形状	
	関連行為の概要	
	掘採(採取)跡地の取扱い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
 - 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
 - 3 縮尺1/1,000程度の平面図及び断面図
 - 4 縮尺1/1,000程度の修景図
- 等の図面

第18号様式(第6条の2関係)

普通地域内土地の形状変更届出書

大分県立自然公園条例第15条第1項の規定により、
大分県立自然公園の普通地域内において土地の形状変更をしたいので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番(地先)
行為地及びその 付 近 の 状 況		
土地の形状変更 の原因となる行 為		
施 行 方 法	変更する面積	
	工 事 の 方 法	
	変更後の土地の 形 状	
	関連行為の概要	
	変更後の取扱い	
予 定 日	着 手	
	完 了	
備 考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1/1,000程度の平面図及び断面図
- 4 縮尺1/1,000程度の修景図
等の図面

第19号様式(第7条の3関係)

特別地域内工作物の新(改、増)築行為着手済届出書

大分県立自然公園条例第13条第6項の規定により、
指定(拡張)された際、工作物の新(改、増)築に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番(地先)
行為地及びその 付 近 の 状 況		
工作物の種類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外 部 の 仕 上 げ 及 び 色 彩	
	関 連 行 為 の 概 要	
	施 行 後 の 周 辺 の 取 扱 い	
着 手 日		
完 了 予 定 日		
備 考		

(添付図面)

- 縮尺1/25,000程度の地形図
- 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 縮尺1/1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図(立面図に彩色したもので可)
- 縮尺1/1,000程度の修景図等の図面

第19号様式の2(第7条の3関係)

特別地域内木竹の伐採着手済届出書

大分県立自然公園条例第13条第6項の規定により、県立自然公園特別地域が指定(拡張)された際、木竹の伐採に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目的				
場所	市郡	町村	大字 字	地番(地先)
林 況	林 種			
	樹 種			
	林 齢			
	森 林 全 面 積			
	総 蓄 積			
施 行 方 法	伐 採 種 別			
	伐 採 樹 種			
	伐 採 面 積			
	平 均 樹 齢			
	平 均 胸 高 直 径			
	伐 採 材 積			
	伐 採 材 積 歩 合			
	伐 採 設 備			
	伐 採 跡 地 の 取 扱 い			
着 手 日				
完 了 予 定 日				
備 考				

(添付図面)

- 縮尺1/25,000程度の地形図
- 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真その他施行方法の表示に必要な図面

第19号様式の3(第7条の3関係)

特別地域内木竹の損傷着手済届出書

大分県立自然公園条例第13条第6項の規定により、県立自然公園特別地域が指定(拡張)された際、木竹の損傷に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

目的			
場所	市郡	町村	大字 字 地番(地先)
行為地及びその付近の状況			
損傷物の種類			
施行方法	損傷物の数量		
	損傷の方法		
着手日			
完了予定日			
備考			

(添付図面)

縮尺1/25,000程度の地形図その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第20号様式(第7条の3関係)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為着手届出書

大分県立自然公園条例第13条第6項の規定により、
指定(拡張)された際、行為に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその 付近の状況	地 況	
	現 在 の 水 位 (水 量)	
	水の利用状況	
水位(水量)の 増減の原因とな る行為		
施 行 方 法	水位(水量)の 増減の及ぶ範囲	
	水位(水量)の 増減を及ぼす時 期及び量	
	設 備	
着 手 日		
完 了 予 定 日		
備 考		

(添付図面)

- 縮尺1/25,000程度の地形図
 - 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第21号様式(第7条の3関係)

特別地域内広告物の設置等着手届出書

大分県立自然公園条例第13条第6項の規定により、
指定(拡張)された際、広告物の設置等に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
広告物等の種類		
施 行 方 法	独立して設置する 場合の敷地面積	
	広告物を掲出又は 表示する工作物の種類 及びその箇所	
	規模及び構造	
	主 要 材 料	
	色 色 彩	
	表 示 の 内 容	
着 手 日		
完 了 予 定 日		
備 考		

(添付図面)

- 縮尺1/25,000程度の地形図
- 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 縮尺1/1,000程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図(立面図に彩色したもので可)
等の図面

第21号様式の2(第7条の3関係)

特別地域内物の集積(貯蔵)着手済届出書

大分県立自然公園条例第13条第6項の規定により、県立自然公園の特別
地域が指定(拡張)された際、物の集積(貯蔵)に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその付近の状況		
集積(貯蔵)物の種類		
施 行 方 法	集積(貯蔵)方法	
	土地使用面積	
	関連行為の概要	
	主 要 材 料	
	集積(貯蔵)設備	
着 手 日		
完了予定日		
備 考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1/1,000程度の平面図、立面図等の図面

第22号様式(第7条の3関係)

特別地域内水面の埋立(干拓)着手済届出書

大分県立自然公園条例第13条第6項の規定により、県立自然公園特別地域が
指定(拡張)された際、水面の埋立て(干拓)に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的			
場 所	市郡 町村 大字 字	地番(地先)	
行為地及びその 付 近 の 状 況			
施 行 方 法	埋立(干拓)面積		
	工 事 の 方 法		
	関連行為の概要		
	埋 立 て (干 拓) 後 の 取 扱 い		
着 手 日			
完 了 予 定 日			
備 考			

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1/1,000程度の平面図及び断面図
- 4 縮尺1/1,000程度の修景図
等の図面

第23号様式(第7条の3関係)

特別地域内鉱物の掘採(土石の採取)着手済届出書

大分県立自然公園条例第13条第6項の規定により、
指定(拡張)された際、
大分県立自然公園特別地域が
掘採(土石の採取)に着手していたので、
下記のとおり届け
出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
鉱物(土石)の 種 類		
施 行 方 法	掘採(採取)方 法 種 別	
	掘採(採取)量	
	掘採(採取)設備	
	土地の形状を 変更する面積	
	掘採(採取)後 の土地の形状	
	関連行為の概要	
	掘採(採取)跡 地の取扱い	
着 手 日		
完 了 予 定 日		
備 考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1/1,000程度の平面図及び断面図
- 4 縮尺1/1,000程度の修景図
等の図面

第24号様式(第7条の3関係)

特別地域内土地の形状変更着手届出書

大分県立自然公園条例第13条第6項の規定により、
指定(拡張)された際、土地の形状変更に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字	地番(地先)
行為地及びその 付 近 の 状 況		
土地の形状変更 の原因となる行 為		
施 行 方 法	変更する面積	
	工 事 の 方 法	
	変更後の土地の 形 状	
	関連行為の概要	
	変更後の取扱い	
着 手 日		
完 了 予 定 日		
備 考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1/1,000程度の平面図及び断面図
- 4 縮尺1/1,000程度の修景図
等の図面

第24号様式の2(第7条の3関係)

特別地域内高山植物等の採取(損傷)着手済届出書

大分県立自然公園条例第13条第6項の規定により、県立自然公園特別地域が指定(拡張)された際、高山植物等の採取(損傷)に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

目的			
場所	市郡	町村	大字 字 地番(地先)
行為地及びその付近の状況			
採取(損傷)物の種類			
施行方法	採取(損傷)物の数量		
	採取(損傷)の方法		
着手日			
完了予定日			
備考			

(添付図面)

縮尺1/25,000程度の地形図その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第24号様式の3(第7条の3関係)

特別地域内植物の植栽(播種)着手済届出書

大分県立自然公園条例第13条第6項の規定により、県立自然公園特別地域が指定(拡張)された際、植物の植栽(播種)に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
植栽(播種)する植物の種類		
施行方法	植栽(播種)面積	
	植栽(播種)数量	
	植栽(播種)方法	
	管理方法	
着手日		
完了予定日		
備考		

(添付図面)

- 縮尺1/25,000程度の地形図
- 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真等の図面

第24号様式の4(第7条の3関係)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)(卵の採取(損傷))着手済届出書

大分県立自然公園条例第13条第6項の規定により、県立自然公園特別地域が指定(拡張)された際、動物の捕獲(殺傷)(卵の採取(損傷))に着手していたので、
下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

目的		
場所	市郡	町村 大字 字 地番(地先)
行為地及びその付近の状況		
動物(卵)の種類		
施行方法	捕獲(殺傷) (採取(損傷)) 物の数量	
	捕獲(殺傷) (採取(損傷)) の方法	
着手日		
完了予定日		
備考		

(添付図面)

縮尺1/25,000程度の地形図等の図面

第24号様式の5(第7条の3関係)

特別地域内動物の放出着手済届出書

大分県立自然公園条例第13条第6項の規定により、県立自然公園特別地域が指定(拡張)された際、動物の放出に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
動物(家畜)の種類		
施行 方法	動物(家畜)の 数量(頭数)	
	管 理 方 法	
着 手 日		年 月 日
完 了 予 定 日		年 月 日
備 考		

(添付図面)

縮尺1/25,000程度の地形図等の図面

第24号様式の6(第7条の3関係)

特別地域内工作物等の色彩変更着手届出書

大分県立自然公園条例第13条第6項の規定により、県立自然公園特別地域が指定(拡張)された際、色彩変更に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

目 的		
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)	
行為地及びその付近の状況		
施 行 方 法	色彩を変更する 工 作 物	
	色彩を変更する 箇 所	
	現 在 の 色 彩	
	変 更 後 の 色 彩	
着 手 日		
完 了 予 定 日		
備 考		

(添付図面)

- 1 縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- 3 縮尺1/1,000程度の立面図及び意匠配色図(立面図に彩色したもので可)等の図面

第24号様式の7(第7条の3関係)

特別地域内車馬の使用着手済届出書

大分県立自然公園条例第13条第6項の規定により、県立自然公園特別地域が指定(拡張)された際、車馬の使用に着手していたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

行為者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

目 的	
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)
行為地及びその 付近の状況	
車馬の種類 及び数	
使用範囲 及び面積	
使用方法	
着手日	
完了予定日	
備考	

(添付図面)

- 縮尺1/25,000程度の地形図
 - 縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真
- その他行為の施行方法の表示に必要な図面

第25号様式(第7条の3関係)

特別地域内非常災害応急措置届出書

大分県立自然公園条例第13条第7項の規定により、
大分県立自然公園の特別地域内において非常災害のために必要な応急措置をしたので、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名)

大分県知事 殿

記

行為の種類	
場 所	市郡 町村 大字 字 地番(地先)
行為をした理由	
行為の規模及び施行方法	
着 手 日	
完 了 日	
備 考	

(添付図面)

縮尺1/25,000程度の地形図

第27号様式の2(第7条の8関係)

生態系維持回復事業確認(認定)申請書

県立自然公園における 生態系維持回復事業の実施に係る
確認(認定)を受けたいので、大分県立自然公園条例第19条の3第4項の規定に基づき、次の
とおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

生態系維持回復事業 を 行 う 期 間	
生態系維持回復事業 を 行 う 区 域	
生態系維持回復事業 の 内 容	
備 考	

- 注 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記載すること。なお、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合であつて、それぞれの事業内容によつて生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の内容ごとに記載すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。また、当該区域を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図を添付すること。
- 4 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の内容、方法、使用又は設置する機材等について概要を記載すること。また、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合は、それぞれの概要を記載すること。
- 5 「備考」欄には次の事項を記載すること。
- (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み

- (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (3) 関連する計画の有無(有の場合にはその名称)
 - (4) 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
- 6 申請に当たっては、生態系維持回復事業実施計画書(第27号様式の3)を添付すること。

第27号様式の3(第7条の8関係)

生態系維持回復事業実施計画書

申請人の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

- 1 県立自然公園名
- 2 生態系維持回復事業の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う期間
- 4 生態系維持回復事業の目標
- 5 生態系維持回復事業を行う区域
- 6 生態系維持回復事業の内容
 - (1) 生態系の状況の把握及び監視
 - (2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - (3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - (4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - (5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - (6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等

7 備考

- 注 1 「生態系維持回復事業の名称」は、生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復すべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載すること。
- 4 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。
- 5 「生態系維持回復事業の内容」は、次の事項を記載すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。ただし、実施しない事業については記載を要しない。
- (1) 「生態系の状況の把握及び監視」は、調査・監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、実施方法(調査・監視の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等)、目標、関連行為の概要(調査・監視のための動物の捕獲等)

- 等について記載すること。
- (2) 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類名、防除の実施方法(捕獲等する個体数や個体数調整の目標、捕獲等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等)、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要(仮工作物の設置等)等について具体的に記載すること。
 - (3) 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、実施方法(実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ及び色彩等)、目標、関連行為の概要(土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等)等について具体的に記載すること。
 - (4) 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類名、保護増殖の実施方法(保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等)、目標、管理方法等について具体的に記載すること。
 - (5) 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
 - (6) 「前各号に掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査・試験研究、動植物の生息・生育環境等の生態系の管理手法に関する調査・試験研究等の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
- 6 「備考」は、次の事項を記載すること。
- (1) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載すること。
 - (2) 使用又は設置した機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項(従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等)等について記載すること。

第27号様式の4(第7条の10関係)

生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書

県立自然公園における 生態系維持回復事業の確認(認定)を受けた事項を変更したいので、大分県立自然公園条例第19条の3第7項の規定に基づき、次のとおり申請します。

年 月 日

申請人の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

確認(認定)を受けた年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の内容	事項	変更前	変更後
	生態系維持回復事業を行う期間		
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
変更を必要とする理由			
備考			

- 注 1 「確認(認定)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書(認定通知書)記載のものを記載すること。
- 2 「変更の内容」欄には、確認(認定)を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図を添付すること。
- 4 「備考」欄には次の事項を記載すること。
- 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- 5 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書(第27号様式の3)を添付すること。

第27号様式の5(第7条の11関係)

生態系維持回復事業変更届出書

県立自然公園における 生態系維持回復事業の
を変更したので、大分県立自然公園条例第19条の3第9項の規定により、次のとおり届出ます。

年 月 日

届出人の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

大分県知事 殿

記

確認を受けた(認定を受けた)年月日及び番号	年 月 日 第 号	
	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 し た 年 月 日		
備 考		

注 1 「確認を受けた(認定を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書(認定通知書)記載のものを記載すること。

2 「変更の内容」欄には変更した事項を記載するとともに、確認を受けた(認定を受けた)内容と今回変更した内容とを対比して明示すること。

第27号様式の6（第7条の13関係）

自然体験活動促進計画に係る認定申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者
住所
氏名

大分県立自然公園条例第19条の7第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（添付図面）

- 1 計画区域の位置を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図
- 2 自然体験活動促進事業に関する行為の場所を明らかにした縮尺1/25,000程度の地形図
- 3 自然体験活動促進事業に関する行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000程度の概況図及び天然色写真

第28号様式（第13条関係）

（表）

第	号
身分証明書	
所属庁	
職名	
氏名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日まで有効
大分県知事	印

（裏）

この証明書を携帯する者は、以下に掲げる条項に規定する行為のうち、該当の有無の欄に丸印のあるものを行う職員である。	該当の有無
大分県立自然公園条例第9条の12	
大分県立自然公園条例第17条	
大分県立自然公園条例第19条	
大分県立自然公園条例第19条の10	
大分県立自然公園条例第32条	

（備考） この面には、参照条文を記載することができる。

第1号様式 (第3条関係)

(平22規則59・全改、平24規則15・令5規則45・一部改正)

第2号様式 (第4条関係)

(平22規則59・全改、平24規則15・令5規則45・一部改正)

第2号様式の2 (第4条の2関係)

(平22規則59・追加、平24規則15・令5規則45・一部改正)

第2号様式の3 (第4条の3関係)

(平22規則59・追加、平24規則15・令5規則45・一部改正)

第2号様式の4 (第4条の3関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第2号様式の5 (第4条の4関係)

(平22規則59・追加、平24規則15・令5規則45・一部改正)

第2号様式の6 (第4条の5関係)

(平22規則59・追加、平24規則15・令5規則45・一部改正)

第2号様式の7 (第4条の7関係)

(令5規則45・追加)

第3号様式 (第5条関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第4号様式 (第5条関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第4号様式の2 (第5条関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第5号様式 (第5条関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第6号様式 (第5条関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第7号様式 (第5条関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第7号様式の2 (第5条関係)

(平15規則82・追加、平22規則59・令5規則45・一部改正)

第8号様式 (第5条関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第9号様式(第5条関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第10号様式(第5条関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第10号様式の2(第5条関係)

(平15規則62・追加、平22規則59・令5規則45・一部改正)

第10号様式の3(第5条関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第10号様式の4(第5条関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第11号様式(第5条関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第12号様式(第5条関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第13号様式(第6条の2関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第14号様式(第6条の2関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第15号様式(第6条の2関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第16号様式(第6条の2関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第17号様式(第6条の2関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第18号様式(第6条の2関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第19号様式(第7条の3関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第19号様式の2(第7条の3関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第19号様式の3 (第7条の3関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第20号様式 (第7条の3関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第21号様式 (第7条の3関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第21号様式の2 (第7条の3関係)

(平15規則62・追加、平22規則59・令5規則45・一部改正)

第22号様式 (第7条の3関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第23号様式 (第7条の3関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第24号様式 (第7条の3関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第24号様式の2 (第7条の3関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第24号様式の3 (第7条の3関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第24号様式の4 (第7条の3関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第24号様式の5 (第7条の3関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第24号様式の6 (第7条の3関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第24号様式の7 (第7条の3関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第25号様式 (第7条の3関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第26号様式 (第7条の3関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第27号様式 (第7条の3関係)

(平3規則1・全改、平12規則64・平22規則59・令5規則45・一部改正)

第27号様式の2 (第7条の8関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第27号様式の3 (第7条の8関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第27号様式の4 (第7条の10関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第27号様式の5 (第7条の11関係)

(平22規則59・追加、令5規則45・一部改正)

第27号様式の6 (第7条の13関係)

(令5規則45・追加)

第28号様式 (第13条関係)

(令5規則45・全改)